様式第３（第７条関係）

識別番号

番　　　　　　号

令和５年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）

当欄をクリックして▼より事業の別を選択してください

交付決定通知書

補助事業者

　　　年　　月　　日付け　　　　第 号で交付申請のあった令和５年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）については、令和５年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（令和　　年　　月　　日　　　第　　　　　号。以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

　　　　令和　　年　　月　　日

　一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

会　長 　柳　井　　薫

記

１　補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、　　年　　月　　日付け　　第 号交付申請書のとおりである。

２ 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 補 助 基 本 額 | 補 助 金 の 額 |
| 令和５年度 | (　　　　　　　　　　　) |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　注 ： ( ) は、うち消費税及び地方消費税相当額

３　事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、　　年　　月　　日付け　　　　第 号交付申請書記載のとおりである。

４　事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

５　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付要綱（改正令和　年　月　日環循適発第　　　　号）、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実施要領（改正令和　年　月　日環循適発第　　　　号）及び交付規程に従わなければならない。

６　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から

15日以内とする。

７　補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第４条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

８　補助事業者がPOファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会に対する補助金請求に当たっては、POファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はPOファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

９　本件担当者の氏名、連絡先等

　担当者の所属部署・職名・氏名

　連絡先（電話番号・Eメールアドレス）